

よくあるお問い合わせ Q&A

<支給対象施設について>

Q. 誰が協力金を受け取れますか？

A. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設の停止等の協力要請」により、施設の休止や営業時間短縮の要請を受けた施設を運営する中小企業等(個人事業主を含む)が、休業の要請等に応じて、全面的に休業に協力する場合に受け取れます。

Q. 休業要請等の対象施設は、具体的にどこで確認できますか？

A. 新潟県新型コロナウイルス感染症対策サイト

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kikitaisaku/shingata-corona.html> をご覧ください。

Q. 休業要請の対象でない施設の事業者が自主的に休業した場合、協力金の支給対象になりますか？

A. 県の休業要請に応じた施設を運営する中小企業等への協力金ですので、自主的な休業については支給対象にはなりません。

Q.他に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援策はありませんか？

A. 県、日本政策金融公庫、商工中金で、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者の方に実質無利子・無担保の特別融資を行っています。国でも、感染症の影響を受けた事業者の事業の継続を下支えする「持続化給付金」や、雇用の維持を図るための休業手当に要する費用を補助する「雇用調整助成金」の制度があります。市町村でも、県や国の支援策とは別に独自の支援策を行っているところもありますので、所在地の市町村ホームページをご確認ください。

Q. 県外企業でも、新潟県内に店舗があれば協力金の支給対象となりますか？

A. 県内に「事業所」があれば、支給対象になります。

Q. 飲食店は、どういった場合に協力金の支給対象になりますか？

A. 飲食店については、休業要請等を受け、夜間の営業を控え、朝5時から夜20時まで(酒類の提供は夜19時まで)の間に営業時間を短縮した場合に協力金の支給対象となります(夜間だけでなく終日休業とした場合も含む)。

なお、店舗の営業時間を短縮した上で、休業要請の時間帯にテイクアウトサービス

を行っていても、協力金の支給対象になります。

Q. もともと、朝5時から夜20時までの時間帯に営業している飲食店は協力金の対象となりますか？

A. 対象となりません。

営業時間の短縮の要請の趣旨は、クラスター発生の危険が伴う夜間の営業を控えていただくことにありますので、もともと朝5時から夜20時までの時間帯の中で営業している飲食店は、休業要請の対象外であり、協力金の支給対象とはなりません（終日休業した場合も対象外です）。

Q.百貨店や複合施設にテナントとして入居している店舗も支給対象となりますか？

A.テナントとして入居している場合も、休業等の要請の対象施設であって、要請に応じて休業等を行っていただければ、支給対象となります。

Q.フリーランスで活動しており、休業要請対象施設と契約している場合は対象となりますか？

A.休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であり、施設を運営していない場合は対象となりません。

Q.ホテル・旅館が、営業を継続したまま会議室・宴会場を休止した場合、「集会の用に供する部分」を休止した場合にあたり、協力金の支給対象となりますか？

A.会議室・宴会場を休止いただければ、「集会の用に供する部分」の休止にあたり、支給対象となります。

Q.学習塾は床面積の合計が 1,000 m²を超えるものが休業要請の対象ですが、1,000 m²以下の学習塾は協力金の対象となりますか？

A.支給対象となります。

Q.1つの会社で2つ以上の休業要請対象施設を有している場合、施設の数に応じた協力金の支給を受けることができますか？

A.協力金は、施設を運営する「事業者」を基準に支給するもので、休業要請対象施設の数に応じて支給を受けることはできません。

Q.1つの会社で2つ以上の休業要請対象施設を有している場合、全ての対象施設を休業しないといけませんか？

A.全ての対象施設の休業をお願いします。

ただし、別々の休業要請対象施設と対象外施設を有している場合は、休業するのは休業要請対象施設だけでかまいません。

Q.1つの店舗で休業要請対象の事業と要請対象外の事業が混在しているなど、複数の要素を持っている場合、どうすれば支給対象になりますか？

A.休業要請対象部分と休業要請対象外部分を明確に区分できる場合には、休業要請対象部分を休業すれば、支給対象になります。

また、明確に区分できない場合であっても、店舗全体を休業した場合は支給対象になります。

Q.社団法人や財団法人、特定非営利活動法人(NPO 法人)等は対象となりますか？

A.対象となります。

Q.休業要請対象施設を休業要請に基いて休業し、その間にお客様を入れない形で施設を使用しても協力金の支給対象となりますか？

A.休業期間中、従業員による施設の清掃や設備の改修等で施設に立ち入っても、営業していることには該当しません。また、例えば、ライブハウスでお客様を入れない形で、オンライン配信用のライブを行うことも問題ありません。ただし、同時に複数の方が出演するなど「三密」の状態を発生させないよう使用に努めていただくことが必要です。

<休業の期間について>

Q.「全面的に休業に協力する」とは、どういうことですか？

A.休業協力要請に応じ、少なくとも4月24日から5月6日までの全ての期間、休業等を行っていただくことをいいます。したがって、この期間のいずれかで施設の営業をした場合は支給対象にはなりません。

<申請について>

Q.申請書は、どこでどのように行えばいいですか？

A.5月上旬にインターネット上に開設予定の申請サイトで申請を受け付けます。

インターネットからの申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。申請書は県ホームページのほか、県庁・地域振興局、市町村、商工会・商工会議所、金融機関の各窓口でも配布の予定です。

※ 詳細は後日公表する募集要項にてお知らせします。

Q.申請にはどのような書類が必要になりますか？

A.以下の書類が必要になります。

①協力金申請書

②営業実態が確認できる書類

例)確定申告の写し、直近の帳簿、業種に係る営業許可証の写し など

③休業の状況が確認できる書類

例)休業期間を告知するホームページ・店頭ポスターの写真、事業収入額を示した帳簿の写し など

④誓約書

※ 詳細は別途公表する募集要項を参照ください